

一定規模以上の土地の形質の変更の届出について

土壤汚染対策法第4条第1項の規定により、3,000m²以上の土地の形質の変更を行う場合には、着手する日の30日前までに県知事（又は下関市長）への届出が必要となります。

■ 届出の対象となる土地の形質の変更

土地の形質の変更であって、面積が3,000m²以上のもの

注意点

土地の形質の変更：土地の形状を変更する行為全般をいい、掘削と盛土の別を問わない。

面積の算定：事業予定地内における掘削部分と盛土部分の面積を合計

盛土だけの場合は、3,000m²以上であっても届出対象外

【届出の対象とならない行為】

1 次のすべてに該当する場合（2～5を除く。）

- ① 形質の変更の対象となる土地の区域外へ土壌の搬出を行わない。
- ② 形質の変更に伴い土壌の飛散・流出が生じない。
- ③ 形質の変更部分の深さ（掘削深度）が50cm未満である。

2 農業を営むために通常行われる行為で、土壌の搬出を行わない場合

注意点

通常行われる行為：農地等において、農業者によって日常的に反復継続して行われる軽易な行為をいい、具体的には、耕起、収穫等をいう。

※「土地改良法」に基づく土地改良事業のように通常の土木工事と同視することができるものは届出の対象とする。

3 林業の用に供する林業路網の整備で、土壌の搬出を行わない場合

注意点

一般の道路、林道、農道等の整備は届出の対象となる。

4 形質の変更が鉱山関係の土地で行われる場合

5 非常災害のために必要な応急措置として行われる場合

■ 届出について

1 届出者について

土地の形質の変更をしようとする者

注意点

変更をしようとする者：土地の形質の変更の施行に関する計画の内容を決定する者

- ・土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者の関係では、開発業者
- ・工事の請負の発注者と受注者の関係では、一般的には発注者

2 届出書類

(1) 届出様式：「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」【様式第六】

(2) 添付書類：

① 土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした図面

注意点

土地の形質の変更が行われる範囲を掘削部分と盛土部分に区別して表示すること

② (届出者が形質の変更をしようとする土地の所有者等でない場合)

形質の変更の実施についての土地所有者等の同意書

注意点

同意書の様式は自由 (一例として【参考様式】を示しています。)

(工事の請負契約書の写しでも可)

③ 形質変更に係る土地の登記事項証明書及び公図の写し

④ 形質変更に係る土地の履歴調書、土壌汚染状況調査を実施している場合はその結果※ (任意)

※土地所有者等の全員の同意を得て、指定調査機関による土壌汚染状況調査を行い、その結果を併せて提出することができます。(法第4条第2項)

(3) 提出部数：2部

3 提出期限

土地の形質の変更に着手する日の30日前まで

注意点

着手する日：土地の形質の変更そのものに着手する日をいい、契約事務や設計等の準備行為は含まない。

4 提出先

土地の所在地を管轄する県健康福祉センター (下関市にあっては下関市環境政策課)

注意点

工事区域が複数の健康福祉センターにまたがる場合は、主たる工事区域を管轄する健康福祉センターに提出すること

届出された土地が特定有害物質によって
汚染されているおそれがあると認めるときには

県知事 (又は下関市長) は、土地の所有者等に対し、土地の汚染
状況を調査し、その結果を報告することを命ずることができます。

- ・調査命令を受けた土地の所有者等は、環境大臣等の指定を受けた指定調査機関に土壌汚染状況調査を依頼する必要があります。(通常の調査は、調査結果の報告まで120日程度が目安です。)
- ・土壌汚染状況調査の結果を報告するまでの間は、土地の形質の変更は行わないでください。

様式第六（第二十三条第一項関係）

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

年 月 日

都道府県知事 様

氏名又は名称及び住所並びに法
届出者 人にあつては、その代表者の氏名 印

土壤汚染対策法第4条第1項の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更について、次のとおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	
土地の形質の変更の場所	
土地の形質の変更の着手予定日	
土地の形質の変更の規模	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること
2 氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあつては、その代表者）が署名することができる。

土地の形質変更実施同意書

年 月 日

様

住所

氏名

印

私が権利を有する土地について、下記の形質の変更を実施することに同意します。

記

土地の形質の変更実施者	
土地の形質の変更の対象 となる土地の所在地	
土地の形質の変更の着手 予定日	
土地の形質の変更の面積	

【別表】

提出先

管轄市町	提 出 先			
	健康福祉センター	担当課	住 所	電 話
岩国市 和木町	岩国 健康福祉センター	生活環境課	〒740-0016 岩国市三笠町1丁目1-1	(0827) 29-1528
柳井市 周防大島町 上関町 田布施町 平生町	柳井 健康福祉センター	生活環境課	〒742-0032 柳井市古開作中東条 658-1	(0820) 22-3631
下松市 光市 周南市	周南 健康福祉センター	生活環境課	〒745-0004 周南市毛利町2-38	(0834) 33-6428
山口市 防府市	山口 健康福祉センター	生活環境課	〒753-8588 山口市吉敷下東3丁目1-1	(083) 934-2536
宇部市 美祢市 山陽小野田市	宇部 健康福祉センター	生活環境課	〒755-0031 宇部市常盤町2丁目3-28	(0836) 31-3200
長門市	長門 健康福祉センター	生活環境課	〒759-4101 長門市東深川1344-1	(0837) 22-2811
萩市 阿武町	萩 健康福祉センター	生活環境課	〒758-0041 萩市江向川添沖田531-1	(0838) 25-2663
下関市	下関市	環境政策課	〒751-0847 下関市古屋町1-18-1	(083) 252-7151